

令和6年度茨城アフターデスティネーションキャンペーン

プロモーション業務委託に係る

企画提案プロポーザル実施要領

令和6年5月30日

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度茨城アフターデスティネーションキャンペーンプロモーション業務

(2) 業務内容

別紙仕様書に定めるとおり。

(3) 業務目的

令和6年秋にいばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する茨城アフターデスティネーションキャンペーン※（以下「アフターDC」という。）に向け、アフターDC及び本県観光に関する動画配信の他、WEBやSNS、さらにはマスメディア等を活用したプロモーションを実施し、有効なターゲットに対して茨城の魅力を国内外へ発信することで、茨城観光のプレゼンスを高め、もって新たな観光需要の獲得を図る。

(4) 見積提案上限額（消費税込）

25,850,000円

※1 この金額を超える提案は失格とする。

※2 金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

2 事務局

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局（茨城県営業戦略部観光戦略課）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3605（直通）

メールアドレス ibaraki-dc@pref.ibaraki.lg.jp

3 選定に係るスケジュール（予定）

令和6年5月30日（木） 公告

令和6年6月5日（水） 質問締切日

令和6年6月6日（木） 質問回答日

令和6年6月7日（金） 参加表明書等締切日

令和6年6月14日（金） 企画提案書等提出締切日

令和6年6月中旬 審査会、審査結果通知、仕様調整、見積徴収

令和5年6月下旬 契約締結、業務履行開始

4 プロポーザル参加方法等

(1) 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- イ 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ウ 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(2) 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- ア 提出期限
令和6年6月7日（金）午後4時まで（必着）
- イ 提出書類
（ア）参加表明書（様式第2号）
（イ）会社概要書（様式第4号）
（ウ）業務実績書（様式第5号）
- ウ 提出方法
電子メールとする。
- エ 提出先
「2 事務局」に記載する宛先。

(3) 質問・回答

本件に関する質問は、質問書（様式第1号）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- ア 期限
令和6年6月5日（水）正午まで
- イ 質問方法
質問書（様式第1号）を電子メールに添付し、「2 事務局」に記載するメールアドレスに送付すること。

※電子メール件名の先頭に【茨城アフターDC プロモ】と必ず記載すること。

ウ 回答方法

参加申請書を提出した全ての事業者の担当者に対して、令和6年6月6日（木）（予定）に質問および回答を電子メールに添付のうえ送付する。複数回に分けて回答する場合もある。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の作成にあたり「6 企画提案書について」を参照の上、以下の内容で提出すること。

ア 提出期限

令和6年6月14日（金）正午まで

イ 提出方法

「2 事務局」まで提出書類を持参するか郵送（必着）すること。

ウ 提出書類

(ア) 審査書類提出書（様式第6号）

(イ) 企画提案書（任意様式）

(ウ) 提案見積書及びその積算根拠（任意様式）

エ 企画提案書提出部数

7部（正本1部、副本6部（社名無記名））

5 提出書類留意事項

提出書類については、下記の事項を留意することとする。

- (1) 提出された書類の差し替え、再提出は認めない。
- (2) 提出された書類は、提案の審査終了後も返却しない。
- (3) 提出書類の提出、本企画提案募集への参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、令和6年度茨城アフターデスティネーションキャンペーンプロモーション業務委託事業者を選定するための資料であり、提出された書類に関する著作権等の主張は認めない。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されたとき、または不正行為が判明した場合は、協議会の判断で失格とする。

6 企画提案書について

企画提案書の提案内容は、仕様書他関連資料の内容を踏まえ、作成にあたっては下記の事項に留意するものとする。

- (1) 企画提案書の内容は、以下の項目に従って作成する。各項目は記載必須項目であり、記入の無い項目がある場合、失格となる場合がある。

1 実施方針	・本事業に対する基本的な考え方、取組方針
--------	----------------------

2 企画提案内容	<p>(1) 茨城アフターDC 観光PR動画制作業務</p> <p>(2) インフルエンサーを活用した茨城アフターDC 特別PR動画制作業務</p> <p>インフルエンサーについては、本県観光の誘客促進に当たって有効に情報発信ができると判断される者を提案すること。なお、上記要件を満たす者であれば、起用するインフルエンサーの出身や出生等、本県との縁の有無は問わない。</p> <p>(3) WEBやSNSを活用した茨城アフターDC機運醸成業務</p>
3 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な作業スケジュール、修正依頼から修正完了戻しまでのスケジュール等。 ・各種業務を実施するにあたっての実施体制（プロジェクトメンバー、各担当者の氏名および役割）。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自由提案

- (2) 企画提案書の用紙は、日本工業規格A3判またはA4判資料とし、任意書式にて作成すること。なお、目次を作成し下部にページ番号をふること。
- (3) ページ数は30ページ（表紙・裏表紙・目次・図表等は含まない）以下とする。
- (4) パンフレット等の補足資料は別綴じとし、冊子としてまとめるとともに、表紙に資料一覧を添付すること。（企画提案書のページ数には含まない。）
- (5) 提案は各参加者1提案とし、仕様書、その他関連資料の内容を含んだものとする。
- (6) 企画提案書中の文書及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすく平易な表現とし、難解な専門用語を使わなければならない場合は、必ず注釈を付すこと。
- (7) 提案書に記載する内容は、事業者が提案する提案見積費用内で実現できるものであること。
- (8) 仕様書等その他関係書類に記載している内容以上に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。

7 プレゼンテーション

- (1) 場所：茨城県庁 17階会議室
- (2) 日程：令和6年6月18日（火）（予定）

※場所、日程については、令和6年6月14日（金）以降に電子メールで通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、事務局において行う抽選で決定する。

8 審査・選定について

審査・選定にあたっては、以下のとおり行う。

(1) 選定方法

選定は、下記的前提条件を満たした提案について、5つの評価分類を指標として審査・点数化し、合計点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

<前提条件>

- ・提案見積価格が提案上限額の範囲内であること。

<評価分類>

- ・企画提案評価点
- ・提案見積価格評価点

(2) 評点と各評価分類の配点

評点については、100点満点とし、各評価分類の配点は次のとおりとする。

合計100点満点	企画提案評価点	90点
	提案見積価格評価点	10点

(3) 採点方法と評点の算出

各評価分類の採点方法と評点の算出方法は以下のとおりとする。

ア 企画提案評価

評価項目	評価基準	配点
① 理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。	10点
② 話題性・独創性・説得力	提案内容に話題性・独創性・説得力がみられ、かつコンセプトが茨城デスティネーションキャンペーンのキャッチコピーやテーマに合致しているか。	40点
③ 具体性・妥当性	事業経費に具体性、妥当性を伴っているか。	5点
④ 事業遂行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・制作担当者、役割、人数等の実施体制が事業を確実、迅速かつ柔軟に遂行できるものとなっているか。 ・動画制作、変更及び修正等の作業工程や具体的なスケジュールが委託者の要望に対し、迅速かつ柔軟に対応できるものとなっているか。 	30点
⑤ 総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。	5点
合 計		90点

イ 提案見積価格評価

令和6年度茨城アフターデスティネーションキャンペーンプロモーション業務委託費について、次の計算式にあてはめて算出する。(小数点以下第2位を四捨五入する。)

$$10点 \times \left(1 - \frac{\text{提案見積額 (税込)}}{\text{提案見積上限額}} \right)$$

(4) 審査結果の送付

令和6年6月19日(水)以降に全ての者に審査結果通知書により通知する。

9 失格

本企画提案募集に参加した者が、以下のいずれかに該当したときは、審査委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 提出すべき書類(以下「提出書類」という。)について、企画提案実施要領等に定めた提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 正当な理由なく提出書類を提出しなかった場合
- (4) 提案見積価格が見積提案上限額を超えた場合

10 契約の締結

- (1) 最優秀提案者に選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉にあたっては、参加者が提案した業務内容を尊重するが、本業務の目的達成のため、本協議会と契約候補者との協議により、契約締結段階での項目の追加、変更、削除を行えるものとする。従って、契約候補者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。
- (3) 契約交渉後に見積を徴し、見積金額が茨城県財務規則第146条の規定に準じて作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。